

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成19年12月21日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第98号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成19年香川県条例第75号）及び公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成19年香川県条例第76号）の施行期日は、平成19年12月25日とする。